

## 翻訳

オトフリート・ヘッフエ

### 「プラトーン『国家』篇の諸問題」

永井健晴

〔テキストについて〕

ここで「プラトーン『国家』篇の諸問題」というタイトルを付して訳出したテキストは、オトフリート・ヘッフエ編、

『プラトーン・『国家』篇（ポリリーテイアー）』、一九九七年、

所収の第一論文「プラトーン『国家』篇へのイントロダクシ

ョン」Einführung in Platons Politeia in: Platon Politeia /

hrsg. von Otfried Höffe 1997 (KLASSIKER AUSLEGEN; Bd. 7)

である。以前、紹介したように（『大東法学』第九巻

第二号、九九頁以下）、当該の著作は、プラトーンの『国家』

篇に関する都合一六の研究論文が収められたアンソロジーで

ある。ここには、編者オトフリート・ヘッフエ自身の三つの

論文が掲載されている。ここで訳出した第一論文以外には、

第四論文、「個人とポリスの類比について」Zur Analogie

「プラトーン『国家』篇の諸問題」

von Individuum und Polis (Buch II 367e-374d) と、第一六

論文、「『国家』篇の影響史についての四章」Vier Kapitel einer Wirkungsgeschichte der Politeia とが、それである。

因みに、前回訳出を試みたのは、第八論文、ローベルト・シ

ュペーマン「哲人王」Robert Spaemann, Die Philosophen-könige である。

周知のように、戦後ドイツでは、一九六〇年代の「実証主

義論争」以降、（社会科学方法論との関連で）社会理論を基

礎付ける言語倫理学（言語遂行論）への注目と並んで、ある

いはその底流に、所謂「実践哲学の復権」と称される潮流が

生じた。これは、アメリカなどにおける規範理論の再生と歩

調を合わせていた。こうした潮流の中で、（とりわけ、現代

の大衆社会における政治と倫理の関係、近代法治国家におけ

る実定法の基礎付けや国家権力の正当化などの問題に関する) オトフリート・ヘッフェの旺盛な活躍は、水際立っている。ヘッフェの仕事の際立った特徴は、次の点にあると言えよう。その第一は、古典古代から西欧近代を経て現代に至る主要な実践哲学や倫理学についての該博な知識に基づいて広く目配りをきかせていること、その第二は、これと関連して、古典研究に閉じこもることなく、その知識に基づいて、現代社会における倫理的諸問題に果敢に取り組んでいること、その第三は、古典の読解や諸問題の概括に際して、(場合によっては極めて常識的に思われるほどの) バランス感覚を発揮していることである。その一端は、ここで訳出したプラトーン『国家』篇の概説にも、見て取ることができよう。

ここでは、この編著に付された彼の略歴を再録しておきたい。

Otfried Höffe, geboren 1943, studierte Philosophie, Geschichte, Theologie und Soziologie in Münster, Saarbrücken, Tübingen und München. O. Professor für Philosophie an

der Universität Tübingen. Buchveröffentlichungen: Praktische Philosophie—Das Modell des Aristoteles, 1996 (2 Al.); Strategien der Humanität, 1975; Ethik und Politik, 1984 (2 Al.); Sittlich-politische Diskurse, 1981; Immanuel Kant, 1996 (4 Al.); Politische Gerechtigkeit, 1987; Den Staat braucht selbst ein Volk von Teufeln, 1988; Kategorische Rechtsprinzipien, 1990; Moral als Preis der Moderne, 1995 (3 Al.); Aristoteles, 1996; Vernunft und Recht, 1996. Herausgeber: Lexikon der Ethik, 1997 (5 Al.); Grosse Denker, 1980ff.; Klassiker der Moderne, 1993 (3 Al.); Zeitschrift für philosophische Forschung; Klassiker Auslegen, 1995ff.

訳者の知るかぎり、これらの公刊書の中ではすでに以下の邦訳がある。

「現代哲学の問題構成」(『哲学の変貌』岩波書店、一九八四年所収)

『イマヌエル・カント』(法政大学出版社、一九九一年)

『倫理・政治的ディスクール』（法政大学出版社、一九九一年）

へと、我々を誘っているように思われる。

「超越論的理性批判は言語哲学の中で止揚されたか」（『超越論哲学と分析哲学』、産業図書、一九九二年 所収）

『政治的正義』（法政大学出版社、一九九六年）

さて、上で言及したように、プラトーン『国家』篇へのイントロダクションとしてのこのヘッフェの第一論文では、その内容と形式、そこに含意された諸問題が、見事な手際で概括されている。だが、プラトーンの対話篇はいずれも、教説提示的なものとしてではなく、その読者に研究対象とこれに関わる自己自身とのさらなる探究を促すものとして読解されるべきものであろう。だとすれば、ヘッフェが過不足なく問題点を整理している五つのテーゼは、原典読解とこれを通じたの自己探求のための一つの手がかりとして、ないし参考資料として、受け取るべきであらう。いずれにしても、ヘッフェが問題点を集約して提示している、正義と幸福、個人と共同体、政治と倫理などの関係に関わるテーゼは、これらの諸関係のそれぞれがさらに相互に関係する錯綜した諸相の探究

オトフリート・ヘッフエ

## プラトーン『国家』篇の諸問題

- 一 五つのテーゼ
- 二 構成について
- 三 ドラマトゥルギーについて
- 四 『国家』篇は如何なる意味で政治(ポリス)的なのか
- 五 さらなる問い

### 一 五つのテーゼ

プラトーンが『国家』篇だけを著したとしてみよう。あるいは、彼の諸著作の中では、これだけしか後に残されなかつたとしてみよう。それでもやはり、プラトーンは哲学史に名を留めることになったであろう。たしかに、このテキストは、そのタイトル「ポリータイアー(国制)」からすると、政治哲学ないし国家哲学への寄与であるし、(恐らく後になって付された)サブ・タイトルからすると、さらに「正義について(ペリ・トゥ・ディカイウー)」の論考でもある。しかし、実際に彼が扱っているのは、政治や倫理だけではない。さらに彼は教育論(教育学)に取り組み、(一定の範囲で)男女

同権を主張し、教育論の内部で哲学的神学、詩人批判、同じく音楽理論(規範的美学)を展開している。これらには、人間の衝動についての理論、魂についての教説あるいは合理的心理学、さらに知識、学問、哲学についての理論が、またこれらの他にも、イデア説に伴って、認識論、存在論、形而上学が加わる。いうまでもなく、これらの頂点にある善のイデアはまた、行為論的意義を持ち、万物の原因としては(XIII 516b-c)、とりわけ自然哲学的意義を持っている。その他に最後のエールの神話も、天文学に、従って自然哲学に関わっている(X 616b-617d)。

要するに、『国家』篇は哲学的諸学問の百学連関(エンサイクロペディア)のように見える。もちろんプラトーンは、ある時代の学問諸領域をただ並べて叙述するハンドブックを提示しているわけではない。むしろ、それぞれの部分は一つの内的連関を成している。とはいえ、この連関は、ドイツ観念論で哲学の「体系」と呼ばれることになるものに仕立て上

げられているわけでもない。

理性のあらゆる関心は、カントによれば、次の三つの問いに総括される、一、私は何を知ることができるか？二、私は何を為すべきか？三、私は何を希望することが許されるか？（『純粹理性批判』、純粹理性のカノン、第二節、B833）三つの問いはすべて、唯一の問いに、すなわち、四、人間とは何か？（『論理学』序論III）に帰着するが、カントはそれぞれを別の論文で追究している。プラトーンは、ほぼ同じ三つの問いを提示しているが、それらをたった一つのテクストの中で扱い、主題的には正義への問いかけを通じて、体系的には至高のアイデア、善のアイデアを通じて総括している。結局、哲学は、カントにあっては、第四の問いに即して言えば人間学として、これに対してプラトーンの『国家』篇においては、人格的正義ならびに政治的正義の理論として、叙述される。プラトーンはその哲学のほぼ全体を、「国家」ないし「正義」というタイトルでまとめ上げているが、このことは外面的な事柄ではなく、むしろ、いくつもの、少なくとも五つの、テーゼを表現している。

## 「プラトーン『国家』篇の諸問題」

### (1) 「正義と幸福の一致」

『国家』篇の叙述は、タイトル・テーマ「国制」から始まるわけではない、これが扱われるのは、ようやく第二巻の中心からである。対話もまた、サブ・タイトルの正義そのものからではなく、この正義と、自分の仕合わせ、エウダイモニア、幸福への問いかけとの結び付きから始まる。ところで、この点に、〈第一テーゼ〉が、すなわち、道徳的に善いもしくは正しい生活と自分の幸福との一致という、古典古代の倫理学では文句なしに認められ、しかし近代では極めて挑発的なテーゼが、暗示されている。プラトーンは、両者が衝突する場合、自分の仕合わせを正義のために犠牲に供することを要求するのではなく、むしろ両者の一致を信じている。

このテーゼが現われてくるのは、彼が正義を、見ることに聞くこと、理性的であること、健康であることといった、その結果のためだけでなく、それ自身のためにもまた求められる（II 357c-358c；正義の利点については、vgl. I 352d；vgl. auch IV 427d；VIII 544a und 545a）諸々の〈善きこと〉の中で、最高のもの（megista agatha：II 367a）としていえるところである。ここで、エウダイモニア（幸福）は、エウダイ

モニア以外の条件に、とりわけ正義に、結び付けられる。この正義は再びまたエウダイモニアに「奉仕する」が、だからといって、道具化もしくは相対化されるわけではない。正義は、それが自分の仕合わせ、富、権力、名声といった通常への「善きこと」を得ることに役立つかぎりでのみ、承認されるに過ぎないというわけではない、とされている。

今日の倫理学は、幸福な生活あるいは正しい生活の理論を、道徳的な善きことないし道徳的に正しいことの理論から区別し、より簡潔に、善の理論と正義の理論について語る。この際、この倫理学は、もちろん単に利己主義的ではない自分の仕合わせという概念において善を理解し、これに対して、他者に対する拘束の総体として正義を理解し、その際大抵、善に対する正義の優位を主張する。この倫理学は、カントと結び付いて、多くの場合、義務論的 *deontologisch* な義務倫理を支持し、幸福論的 *eudaimonistisch* な幸福倫理に異を唱えている。プラトーンがこの優先順位の逆転について論じていることはたしかである。トゥラシユマコスによれば、問題となるのは自分の仕合わせだけである (I 343b1)。しかし、プラトーンは、この逆転に与することなく、それを退けている。

今日普及している対案とは異なり、彼は善と正義の間に一つの直接的関連を主張している。その際、彼は以下の五つの観点を提示する。

- (a) 実直な市民ケファロスによれば、正義は、とりわけ、死に近づいて冥府の物語を真剣に受け取る人にとって、有用である (I 330d1)。(b) 大衆の意見によると、正義は有用である (すなわち、それはよい評判、さらには権力や家庭的結び付きをもたらす) が、重荷でもある (II 385a, 363a, 364a, 366e)。
- (c) ソフィステースのトゥラシユマコスによると、正義は決して有用ではない。というのは、それによって、正しい人には、より悪しきことが、不正な人の原型である僭主にとっては、最善のことが生じるからである (I 344a)。(d) ソクラテースの弟子グラウコンは、報酬や結果からではなく、正義そのものが称賛されることを聴こうとする (II 358d)。(e) これに対して、ソクラテースによれば、正義はその結果ためのみならず、それ自身ためにもまた、望ましいものである (II 358a)。

「正義は何の役に立つのか？」という問いに対して、プラトーンは、「それは他者にのみ奉仕するに過ぎない」とでは

なく、すでに『メノン』篇(87dff.)で述べられているように、「それは私自身にもまた奉仕する」と答えている。すでに『ゴルギアス』篇におけるポロスとの対話(468c-481b)は、不正な人が自分自身を最も害う、ということを示している。いずれにしても、こうした答えは、対話の最も重要な相手であるトゥラシユマコスからは承認されない。いうまでもなく、正義は専らより強い者にとってのみ利益となる、と彼は述べているからである。(338c)人はトゥラシユマコスの中に一人のア・モラリストを見ようとする。だが実際には、彼は、『ゴルギアス』篇のカリクレースとは異なり(482cff.)、エウダイモニストとして、正義を *petitio principii* (先験的問題請求の詐取)のかたちでより強い者の仕合わせから定義するために、正義の意味をシニカルに転換させようと目論んでいるわけではない。トゥラシユマコスは、通常正義の定義を認めているが、正しい人にとって生ずる結果は極めて不利なものに見なしている。正しい人はいつも他者のことを配慮しているが、自分の利害だけを追及するほうがよいのだ、というわけである。これに対して、ソークラテースは次のように答えている。互いに信頼し合いながら生きているのは、

「プラトーン『国家』篇の諸問題」

正しい人たちだけである(I 351d, さらに詳しくは: IX 575c-576a)。というのは、正しい人たちは、自分への配慮の点でも、親しい人たちへの配慮の点でも、不正を犯すよりも不正を甘受するからである、と(z. B. Gorgias 469c; 473a. u. o.)。これとは反対に、不正な人は、他人と不和であるばかりでなく、自分の欲望の奴隷として、自分自身とも不和である。ソークラテースは、自分の得ばかり考えている人を不正と呼ぶ代わりに、不正な人の幸福への期待は幻想であることを暴露する。究極の不正の人である僭主は、快樂という点からだけでも、正しい人よりも、三の自乗の三乗、つまり七十二九倍劣り(IX 587e)、「そして「道徳生活、美、徳という点では、無限に劣っている」(588a)。彼は、友もなく、世間への信頼もなく、矜持もなく生活する。要するに、彼は悲惨な存在である。積極的に定式化するならば、正義があってはじめて、自分の生活は価値あるものとなるわけである。

## (2) 「幸福の条件としてのその他の徳」

不正な人は自分自身と不和である。ここから、幸福のさらなる条件が、すなわち、幸福のために正義(ディカイオシユ

ネー) 以外の徳も必要である、という第二テーゼが、想起される。よき分別(エウブリーア)のためには知恵(ソフィア)が、危険に関しては勇氣(アンドレイア)が、快樂や欲望に関しては節度(ソーフローシユネー)が必要である。ここから、古来お馴染みの四元徳が成立する(IV 427e; vgl. schon Phaidon 69b f.)。もちろん他の対話篇では、さらに他の徳が論じられる。『メノン』篇では、さらに剛毅(メガロプレパイア: 74a)が、『プロタゴラス』篇(330b und 494b)では、敬虔(ホシオテース)が加わる。プラトーンは敬虔という言葉で宗教的实践というよりも、むしろ神々に対する正しい見解を理解しているから、この徳は『国家』篇においても、詩人たちの誤った神学に対する批判のかたちで現われている。

### (3) 「人格的正義と政治的正義、倫理学と政治哲学の関連」

『国家』篇は、人格の属性としての正義、人格的正義から始まり、共同体の属性としての正義、政治的正義に移り、最後に人格的正義に戻る。倫理学に始まり、国家論もしくは政治哲学に移り、倫理学に戻る、という構成は、人格的正義と

政治的正義、あるいは倫理学と政治哲学とは関連している、という第三のテーゼを推論させる。初期対話篇の理想、正しい生活の理想は、『国家』篇においては、共同体を正しく組織すること、と結び付けられている。

アリストテレースは、倫理学と政治哲学とを、両者が多様に交差して結び付くことがあるとしても、それぞれ独立した学科として扱い、この独立化によって(大抵そう考えられるわけであるが)一つの進歩を招来することになろう。だが、両学科は結び付いている、というプラトーンの対立テーゼは、不変の洞察を表明していることもあり得よう。プラトーンは、正しい国家を正しい人間の前提として説明しているわけではない。彼はまた、正しい国家だけが人格的正義と個人的幸福との調和を許す、と主張しているわけではない、しかし、恐らく彼は、正しい国家は、その市民たちの、もちろんその一部に過ぎない支配者たちの、人格的正義を前提にする、とは主張するであろう。これに加えて、個人と共同体との厳密な対応、同型性が主張されるであろう。個人は、彼の内面において理性が支配することによってのみ、正しい人になる。これと同様に、ポリスが正しいポリスになるのは、理性によつ



て支配された人間がポリスを支配することによってのみである。それ故、哲学者支配という有名な思想(V 473c-d)が、人格的レヴェルにおいても繰り返される。「最も優れ、最も正しく、同時に最も幸福な人間は、王者のように極めて思慮深く、王者のように自分自身を支配する人間である」(IX 590b-c)。

『国家』篇においてプラトーンが関心を示しているのは、ポリスの官職や制度の諸機能ではなく、共同体の正義ないし不正義と、ヘエートスとの、すなわち、哲学者の場合には、正しい支配者の性格との、僭主の場合には、不正な支配者の性格との、結び付きである。このようにして彼は、近代的法治国家の理論家たちが近頃指摘している難問に、すなわち、制度的に正しい国家も、この国家自身がその制度によってだけでは保障し得ない諸前提から生命を得ている、ということに注意を喚起している。

ところで、倫理学と政治哲学との関連には、第二の原理論的根拠がある。プラトーンの最高原理、善のアイデアは、個人的問題と公共的問題の両者を同時に根拠付けている。

#### (4) 「政治に先立つ諸条件」

ともかく「節度」という見出し語が暗示していること、すなわち、幸福(論)が幸福に先立つ諸条件に結び付けられているように、政治(学)は政治に先立つ諸条件に結び付けられている、という第四テーゼは、教育学的、神学的、美学的、その他の諸問題についての説明において、広い範囲で詳しく展開されている。政治に先立つ諸条件に属しているエレメントは、当時も現在と同様に不快な印象を与えるが、しかし、プラトーンによれば、これらのエレメントは正義のためには放棄し得ない。すなわち、いずれも守護者たちに関わっている、私的所有の禁止、妻子の共有の命令、さらには伝承された文芸の禁止、「軟弱にする」もしくは「解放的にする」音楽の禁止、守護者内部での当時は挑発的であった男女平等の要求などが、それである。

#### (5) 「形而上学の意義」

『国家』篇は、これら以上に憤激を呼び起すものを呈示している。『国家』篇は、アイデア説のかたちで、これまで幾度も否定されてきた形而上学、つまり二世界論的プラトーン主

義にまで遡る。プラトンは、純粋に叡智的な知識、ヘノエーシス $\searrow$ を、知覚（アイステーシス）と結び付けられた知識から区別し、純粋に叡智的な対象、ヘノエートン $\searrow$ 、諸々のアイデアを、知覚し得る対象（ホラートン）、アイデアの似像から、区別している（z. B. VII 524c; vgl. auch V 476c-480a; IX 584 ff.; X 595c-597e）（いずれにしても、プラトンは二世界論的プラトーン主義を提唱している、という伝統的見解に対して懐疑的なのは、例えば、Ebert 1974, Annas 1981, Wieland 1982である）。今日影響力の強いジョン・ロールズの正義理論は、正面切って「政治的、つまり非形而上学的」理論として理解されている（『政治的自由主義』1993）。またパツィヒは、すでに一九七一年に、「形而上学なしの倫理学」に賛意を表している。だがプラトンは、ロールズとは正反対のこと、政治理論に $\wedge$ 代わる $\searrow$ 形而上学的理論を主張しているわけではなく、彼はむしろこの二者択一の彼岸にあって、両者を同様に展開している。

ロールズは言わば一つの経済原理に従っている。すなわち、彼は包括的教説を構成することなく、その代わりに、できるだけ少ない、その上謙虚な、諸原理で満足することを要求す

る断念戦略に従っている。プラトンは、こうした戦略を自明のものとして承認している。しかし彼がアイデア説を導入するのは、正義理論の基礎にできるだけ多くの哲学的教説を持ち込もうとする百科全書的関心からでも、できるだけ要求度の高い思想を展開しようとする思弁的関心からでもない。反対に、『国家』篇の大部分は、前提の多い形而上学からは自由である。三段階のポリス生成という枠の中で、第一段階、第二段階、同じく第三段階の最初の部分は、全く形而上学的要素なしに構成されている。アイデア説は、その後の第五巻の末尾（476a）に現われてくるに過ぎないが、この場合でも、若干の、しかも短い箇所（vgl. u. a. 479a; 595c-597e）に現われてくるに過ぎない。またアイデア説が導入されるのは、アイデア説なしには、真実の信頼し得る正義への政治的関心が理論的基礎を持たないことになるであろう、という理由からに過ぎない。ポリスの「生成」の第三段階の第二部で、プラトンは有名な三つの比喻、太陽、線分、洞窟の比喻を展開している。これらの比喻の基礎にあるのは、次のような $\wedge$ 第五テーゼ $\searrow$ である。すなわち、正義の単なる影像（エイドーロン：IV 433c）以上のことが人間に（つまり個人にも共同体

にも)可能になるのは、一つの知的審廷である善のアイデアを通じてのみである、という形而上学的テーゼである。と同時に、プラトーンは第二の類比を主張している。個人というミクロ・レヴェルとポリスというマクロ・レヴェルとが互いに対応するだけでなく、両レヴェルの正義は、諸アイデアの王国を支配する調和「ハルモニア」にもまた対応している。こうして、諸アイデアにしかるべき威厳が備わることになる。ところで、第一巻で展開されだ正義論争は何故破綻せざるを得なかったのか。これは、ようやくアイデア説導人後に理解される。すなわち、プラトーンによれば、アイデア説なしには、正義とは何か、という前の問いにも、正しい人は幸福か否か(345c)、という主要な問いにも、答えることができない。前者には正義のアイデアが、後者には善のアイデアが必要だからである。プラトーンの見解は両観点において不当である、ということはあり得よう。しかし、そうであるのは、彼がそもそも形而上学的論議を用いているからではなく、そうした論議は余分であるか、あるいは確実な根拠を持たないからである。いずれにしても、この点についてはじめて決定を下すのは哲學的議論であって、予め決定されている断念ではない。だと

「プラトーン『国家』篇の諸問題」

すれば、形而上学に対して今日下されている判決に対して、幾分かは懐疑的であり続けることが許されるわけである。

## 二 構成について

テキストが基本的に五つの部分に分けられていることは、比較的明らかであるように思われる(とはいえ、私は四分割もまた考量に値すると思う。2の末尾参照)。その際、第一巻は、導入、つまり序曲(Vgl. II 357a)として叙述されている。これは、第二巻の始めの部分とともに、「批判的」リード文を成している。これに、三つの構成的な主要部分と、一種のフィナーレとしての最終巻とが続く。十巻への分割は、プラトーン自身ではなく、恐らく出版者であるトゥラシユロス(I. Jh. n. Chr.)に由来しているので、決定的な意味を持たない。しかし、第六巻と第七巻を除けば、この分割は意味のまとまりと一致する。それなりに精密に構成された諸部分において、論議はしばしば洞窟の比喻で言われている上降線(アナバシス)を辿り、〈我々にとって周知のこと〉から、〈即自的に周知のこと〉へ、すなわち第二巻の国家から第六巻と第七巻の善のアイデアへ、あるいは第九巻と第十巻におけ

る、正しい人（不正の人）のこの世からあの世への運命へと、展開される。

(一) 主要な対話者に因んで時に「トゥラシユマコス」篇と呼ばれる第一巻は、三つの段階を経て、「正義と幸福」という主題に導き入れられる。プラトーンは、正義の外面的利点から議論を始めている。哲学的野心を持たない実直な市民であるケファロスによれば、富は、それが人を出し抜いたり騙したりせずに、果たすべき犠牲を供えることを些か容易にするかぎり、正義のために役立つ（I 329d ff.）。ケファロスによれば、人は正義のおかげで希望を抱いて死後の生活の見通しを立てることができる。こうした事情は、もはやそれほど外面的なことではない。彼の息子ポレマルコスによれば、誰もが自分のものを受け取るべきである。すなわち、友には善を、敵には悪を為すべきである（331d ff.）。この後、ソフィステースのトゥラシユマコスが発言し（336d ff.）、市民的実直性に対して意識的に挑発して、僭主の完璧な不正を称賛する。

第一巻は、多くの点で他の巻とは異なり、むしろプラトーンの初期の対話篇（正義という主題にとつては、例えば『ゴ

ルギアス』篇）に近い。だから、これは初期に成立した独立した作品であつて、『国家』篇への導入のために後から幾らか手直しされた、と見なすこともできよう。実際、それは初期対話篇と多くの点で一致している。初期対話篇は、開かれた対話形式で始まるが、この形式では、対話者たちは交代し、その都度、別の段階の議論を主張する。対話者たちは、徳（すなわちまさに正義）の本質（テイ・エステイン）を問いつつながら、ヘクネー（すなわち学び得る熟練）のモデルに従つて、徳を理解することになる。さらに言えば、論争は「エレンコス的に」つまり否定反駁的に展開され、初期対話篇と同じく、アポリアに陥り、「何も学ばなかった」という主張で締め括られる。『国家』篇の第二巻—第十巻は、次の六つのエレメント（さらには言語的観点）において、導入の巻とは異なっている。①対話の相手は、いまや本質的に、きつかけの台詞を述べる人としてののみ、あるいは教えられようとする人としてののみ、登場するに過ぎない。②主題はより複雑になり、③一つの構想において扱われる。④ソークラテースからは、彼が自分の述べることを以上のことを知っていることが、伺われる。⑤彼は洞察力のある弟子たちを称賛し、⑥知識を

縦横無尽に駆使する。

「トゥラシユマコス」篇が相対的に独立しているために、第二巻は新たに開始し、『国家』篇の残りの部分は、この第二巻に緊密に繋がっている、とも言えるように思われる。『国家』篇の最終巻は、始めの部分の参照を求めているが、恐らくI 352bの参照を求めているX 612eを除いて、専ら第二巻の初めの半分に関係している。X 612a-bが363a-cと359c ff.に關係していることは明らかである。)だとすれば、第二巻の最初の部分は、II 367から始まるポリス生成の構成への固有の序曲として呈示されていることになろう。プラトンは、△正義はそれ自身において善であり、さらに有益なことである△という彼の基本テーゼ(357a-358a)から始め、これを△不正な人の生活は、はるかによい△(358c)という新たに呈示されるトゥラシユマコスの対立テーゼと対決させ、この反対テーゼを、△正義は不正を為す能力の欠如からのみ、従って必要からのみ行われるに過ぎない△(360c)にまで広げ、「我らに不正を為さしめよ。されば我らは不正の収益から(神々に)犠牲を供するであろう」という要求において、挑発の頂点に到達する。この後の八巻と二分の一は、この挑

発を反駁しようとするわけである。

にもかかわらず、一八三九年にK・F・ヘルマンによってはじめて主張された、「トゥラシユマコス」篇は独立している、というテーゼは説得力を持ち得ない。第一巻が序曲として設定されていることは明瞭であり、注意深い読者は以下の思惟モチーフを確認することができるからである。このテクストは、正義の定義と専門化の原理とを先取りしている。そこでは個人的正義と政治的正義との関連が魂の三部分説とともに語られ、さらにこの世とあの世との関連、詩人批判、正義と(誤謬から自由な)知識との結び付きが語られる。この他に、後の方では、前の部分の参照が多く求められている。例えば、対話の主要な相手トゥラシユマコスは、第二巻における見解を堅持しながらその場に留まっている。彼は第一巻では攻撃的な敵として登場するが、第六巻では(498c ff.)ソークラテースの新たに獲得された友として現われる。そして第十巻では(590d)、トゥラシユマコスのテーゼは退けられる。要するに、第一巻が部分的にはすでに以前に成立していたとしても、それは『国家』篇への導入のために、根本的に書き改められ、加筆されたわけである。主題から見ても、主

要部分との関連は密接であるし、論証戦略からしても、第一巻における誤った見解の否定反駁的暴露に、第二巻から第十巻までにおける「眞実なるもの」の展開が続いている。第一巻が初期の「ソークラテース的」対話篇と明らかに似ていることは、次のように容易に説明できる。プラトンは、この外面的形式を通じて、初期のいくつかのアポリアが第二巻から第十巻までにおいて解決されることを指摘しようとしている」と (vgl. Kahn1933)。

(二) 第二巻—第五巻<sup>71c</sup>には、すでに「トゥラシユマコス」篇において暗示されていることを実現してゆく。プラトンは、三種類の「善きこと」を区別し、「ギュゲスの指輪」の物語で挑発的な思考実験をしてから、11367a-dで序曲を後にする。構成的考察への移行は、「君たち、かの男の息子たち」(368a) という晴れやかな呼びかけによって標示されている。批判から構成への方法的変化には、主題の転換が結び付けられ、これは小文字と大文字というイメージで根拠付けられる。個人における諸関係と国家における諸関係とは類比的関係にあり、後者はその大きさ故により見極め易い、という理由で、プラトンは人格的正義に代わり、政治的正義

に取り組む。個人と国家の類比に対しては、少なからぬ解釈者たち (z. B. Neu 1971) が、有機体論的と称されるその国家理解故に、疑念を呈している。すなわち、正義というエウダイモニスト (幸福論者) 的目的は、器官や細胞といった部分についてはなく、全体についてのみ述べ得るに過ぎないが、国家においては、部分である諸個人が第一義的に幸福であり、全体が幸福と呼ばれるのは類推された意味においてに過ぎないからである。だが、プラトンは国家の有機体論的誤解を免れている。専ら国家全体だけが幸福であり得る、ということではなく、(この点では彼は共同福祉についての通常理解と一致して) それぞれの集団が幸福であり得るのは、他の全ての集団が伴に幸福であるときのみである、と彼は主張しているからである (vgl. z. B. V 466a; VII 519e f.)。

この類比によって動機付けられた主題転換故に、第二巻の半ば以降、プラトンは国家に取り組む。かなり長い思考実験 (ロゴスによる... 369a) において、彼はさしあたり、何故に人間たちはそもそも寄り集まって共同体を形成するのか、という社会理論的な先行問題を提起し、次に、如何なる条件の下において共同体は正義に適うことになるのか、という正

義理論的に主要な問題に向かい、最後に、どの範囲で共同体は全ての成員の福祉に奉仕するか、という正義理論的な補足問題、つまり社会幸福論的問題と結び付いている。

プラトーンのポリス生成論は幾つかの段階を追っている。

それは健康なポリス (369b, 372c) から始まり、過剰な「文明化された」ポリス (II 372d-376d) を経て、かのカタルシス、文明の悪しき諸状態を防ぐ浄化 (II 376d-IV 445c) に導かれる。「守護者」(安全を図る対内的かつ対外的諸力) の教育という枠内で、プラトーンは伝統的な神話を批判し、これらに対して「真実の」一神論的な神学を対置する。さらに彼は、詩作(創作)、音楽、体育、養育に取り組む。そして彼は四元徳論の内側で、個人と国家の類比を再び取り上げ、次のように主張する。国家はその支配者たちが賢いき賢く、その守護者たちが勇敢なとき勇敢であるが、国家に節度があるのは、大衆、農民、手工業者、商人にだけでなく、支配者にもまた節度があるときである、と (IV 431e)。

第二の主要部分の内側では、第四卷472dが一つの区切りとなる。この区切りは、再び「アリストンの息子よ」という晴れやかな呼びかけで標示されている。これ以前にはアイデア

に適う国家を構成することが企図されたが、いまやソークラテースは、何故にそもそも自分がこの構成を完遂しようとするのかを想起し、正面切って正義の問題を提起する。

(三)このような国家は可能なのか。この問いに導かれて、アイデアに適う国家は、第五卷―第七卷 (ab 471b) における哲人王たちの支配 (vgl. schon II 376b-c) をもって完成を見るに至る。完成された国家は、道徳的善と人格的善、つまり幸福な生活とが調和して一体となることを可能にする、かのカッリポリス、美しきポリス (VII 527c) である。というのは、「哲学者たちが国家において王となるか、あるいはいま王と呼ばれている人たちが権力を保持する人たちが真実にかつ徹底的に哲学するかして、両者、すなわち政治権力と哲学とが合致しなければ、(…) 諸国家における災いはやむことがない」(V 473c-d) からである。二つの部分から成る論議は、さしあたり、未知数を伴う方程式の様式に従って、つまり数学的方法に頼って、正義を規定する (vgl. IV 427e-428a)。ここで決定的なのは、三つの大波 (トゥリキュミア: V 457b; c; 472a ff.) の、すなわち(予期され得る) 嘲笑の次第に高まる三つの波のイメージである。アイデアに適う国家を

可能にするが、常軌を逸しているが故に強い抵抗感を呼び起こすような諸条件を、プラトーンは押し寄せる三つの波として枚挙している。男女同権、妻子と財の共有（これは多くの非難を招いたが、守護者たちにも要求された）、哲学者支配の思想がそれである。最初の部分にはまた、入念に仕上げられた国家Ⅱ船の比喩がある（VI 487e-489）。教育を受けて船長になった人すなわち哲人王は、船の所有者すなわちアテナイの民衆に対して航海を引き受けようとするとき、諸々の困難を計算に入れなければならない。かの比喩は、こうした困難を説明している。

最初の部分では決定的根拠にまで論議は及ばず、そのかぎりでは、望まれるべき厳密性が欠けたままになっている（IV 435d; VI 504b）とされているので、プラトーンは第六巻の終わりあたりで新たな論議を始める。彼は、すでに第四巻435dで言及されていた、弁証法というかなり長大な方法（道筋）を打ち出す。彼は、太陽、線分、洞窟の比喩において、それ自身すでに一つのメタ・アレテーである正義を越え、さらに歩を進めて善のイデアに至る。このかなり長く、体系的にかなり厳密な道程（方法）が、ようやく正義の「形而

上学的」根拠付けにまで辿り着くわけである。この根拠付けは、特殊な一つの洞察に、すなわち、まさにそれ自身によって *eo ipso* 自己承認と結び付けられる善の認識にある。

（四）第二段階に、つまり美しく正しいポリスに、裏返したかたちで対応するのが、第八巻―第九巻、すなわち、四つの不正な国制とそれに属する人間たちについての周到に構成された描写である。通常、正しい国家に至る国家生成の叙述が『国家』篇の頂点と考えられ、不正な国制についての諸考察はそれを補完する対立項としてしか見られない。しかし、後者については、すでに第四巻の終わり（444a-445e）で予告されており、そこでも大まかな輪郭はスケッチされている。とはいえ、個別に詳述されるのは、ようやく三巻後においてである。ここで『国家』篇が描いている緊張感が漲るアーチを見逃すわけにはいかない。始めの「トゥラシユマコス」篇においては、不正な人の原型、僭主が最も仕合わせな人とされる（1344a ff.）。これに対して、第九巻においては、競技のようにして幾つかの走路で論争が催され（vgl. IX 583b）、それらにおいては、その都度正しい人が不正の人に勝利する。終わりのあたりでは、僭主の魂を持つ支配者が「最も悪しく



最も不幸である」ことになり、今やようやくはじめてトゥラシュマコスが反駁される。

(五) 第一巻が第二巻357a-366eで新たに語られる諸テーマを扱っているのと同じく、フィナーレの第十巻は先行する諸巻の諸テーマを再論している。プラトーンは、もう一度(a)アイデアとその似像に取り組み(595c-597e)、(b)詩人批判を続行し(565c-608b; vgl. II 376c, 403c; 最初の批判は形而上学なしに、二番目のそれは第五巻―第七巻の形而上学を伴って)、そして(c)正しい人と不正な人の運命についての考察で締め括っている(608c, 621d; vgl. IX 576b-592b)。同時にプラトーンは、導入巻における二つの観点、正義は死後の幸福な生活のためになる、というケファロスの第二の考えだけでなく、トゥラシュマコスの僭主礼賛もまた取り上げている。彼は事柄に即して新たにトゥラシュマコスに反駁し、ケファロスには賛意を表し、普及した正義理解を是正している。全巻は、どうしても五つの部分に区分しなければならぬというわけではない。ポリス生成の構成を一つのまとまりと見なすかぎり、四つに区分することもできる。

(1) 第一巻―第二巻367は、第一部としての第一巻と第二部

としての第二巻367から成る二つに分けられた批判的前奏を含む。

(2) 第二巻367―第七巻は、正しいポリスにまで至るポリス生成の構成という積極的な主要部分を形成する。この部分は、さらに二つの部分に、原理論的には充分には厳密でないより短い道程と、より長くより厳密な道程とに分かれている。

(3) 第八巻―第九巻は、「否定的な(裏返し)対立項」を叙述している。これは不正な諸国制とこれらに対応する人間たちを扱っている。

(4) 第十巻は、枚挙された諸テーマを伴うフィナーレである。

### 三 ドラマトウルギーについて

プラトーンのテキストの内容は、その形式である対話と密接に結び付いている。すぐれたプラトーン翻訳者フリードリヒ・シュライエルマッヒャー(1804/1994, 10ff.)のプラトーン解釈は、とりわけ対話形式という固有の様式に基づいている。この対話形式は、少なくとも四重の役割を演じている。

第一に、対話は、専門的哲学者ではなく、教養ある一般読者

に向けられ、一定の教育的機能を果たしている。ドラマ仕立ての演出は、読者を容易に主題へと導き入れ、より強い注意を喚起する。第二に、対話は、著者の負担を軽減する。対話は、論議に関する一定の立場表明を行わずに時に応じて諸々の見解を披瀝し、その都度、対話の相手の性格付けを介して、それらに間接的に一定の照明を当てることを許すからである。さらには、対話は、いまだ満足できるかたちでは解答し得ない体系的諸問題を、にもかかわらず論争の中に投げ込むことを可能にする。その他に、ミューズたちの呼びかけ（VII 545D-e）は、章句の文学的性格に注意を払い、結果を額面どおり受け取らないことを読者に求めるが、このような諸要素を「対話の中に」振り撒いておくことができる。第三に、対話形式は、一定の複雑な哲学理論的言明を含んでいる。対話は、眼前の諸見解と論争するのであるから、テーマを始めて取り上げることを要求することはないが、しかし恐らく、テーマをより厳密に、より包括的に、あるいは事柄により即して取り扱うことを要求する。その他に、対話において呈示される一定の考えは、自説に固執するのではなく、論争において相手を説得しようとする。第四に、いうまでもなく、対

話には正面切って展開された洞察以上のことを伝達する機能がある。対話は、自分で考えることへと導き、従って導入的・勧奨的 Propädeutisch-protreptisch な機能を持っている。

対話形式は、『国家』篇の中では、とりわけ第一巻において、しかも特に導入の場面で、一定の役割を演じている。ソークラテースは、ピレウスからアテーナイへの帰り道に、強引に引き止められるが、あっさりとは従わず、強制力に代わる説得（I 327c）という一つの新たな選択肢を持ち出す。この場面には、その短さにもかかわらず、大きな意義が込められている。第一に、はじめから勘定に入れられている（重要とされている）のは、ロゴス、論議であって、トゥラシユマコスや、さらに明確には『ゴルギアス』篇におけるカリクレースが肩入れするような優越する力ではない。第二に、たしかに、ソークラテースは外から対話に巻き込まれる（あるいは、後には続行を促される：z. B. II 358d, V 449b-c; u. ö.）。しかし、彼はいつも、自分自身がそれを意思するかぎりでのみ、自分の考えを放棄する。最後に、さらに第三のことが暗示されている。最初の言葉、へカタベーン（私は降りてい

く)は、真実の事物の世界から、大衆にとっては現実世界であつても真実には影絵に過ぎない世界に至る、そして、洞窟の比喩の第二部に従えば共同体の福祉のために放棄し得ない、かの下降(ヘカタパシス)を暗示している。しかし、この下降のためには、ソークラテースが実際にしつかり捕まえられているように、一定の強制が必要である。というのは、哲学者たちが支配することよりもむしろ好んで哲学するように、ソークラテースは、ケファロスが嘆いているように、一人では「進んで我々のピレウスに降りてきてくれない」(328c)からである。

ソークラテースは何を如何に議論するか。これは対話の手次第である。充分考え抜かれた構成において、『国家』篇は、二人の実直な市民であり、ソークラテースの知己であるケファロスとポレマルコスのみ並みな常識から始まる。これに続いて現われるのが、一人の批判的知識人トゥラシユマコスであり、彼は傑出した啓蒙家かつソークラテースに真向から敵対する者として登場する。これに続くのが、プラトーンの兄たち、ソークラテースのかなり親しい友人、グラウコーンとアデイマントスとの対話である。ここでは、批判の批判、

ないし啓蒙の啓蒙が見られるが、この啓蒙が啓蒙に固執するのは、それが伝統的な民衆道徳もその拡声器である詩人たちも再び正当化しないかぎりにおいてである。

第四巻における魂についてのプラトーンの教説に従えば、人間の中には階層的に組み上げられた三つの能力ないし衝動の力がはたらいている。下から上へと考察するならば、その教説は、欲望(ヘエピテュメーテイコン)に始まり、活動力(ヘテュモエイデス)を経て、理性(ヘロギステイコン)に至る。少なくとも魂の機能分割という基本理念は、明らかに説得力を持っている。いくつかの衝動の力を想定するときのみ、内面の葛藤は説明できるし、上位に位置付けられた「調停する」力を想定してはじめて、葛藤の解決は理解できるからである。

ケファロスとポレマルコスはいまだ哲学的反省を欠く態度をとっているから、彼らを背景に退けるならば、ちょうど魂の各部分に相当する対話の相手が残ることになる。だから、アレゴリー的な読み方を試みて、三つの魂の部分にそれぞれ一人の対話の相手を割り当てることができよう。トゥラシユマコスは、自分の登場と引き換えに金銭を要求し(1337d)、

他のところでも野獣（ヘテリオン）の如く登場している（I 336f）から、欲望的、動物的な部分に相当する。意欲的で勇敢な（ヘアンドレイオタトス：II 357a）グラウコーンは、中間の「人間的な」魂の部分、勇気ないし活動力を表現している。ところで、この部分には音楽教育が結び付く。すなわち、教育において最も重要なことは音楽に基づいている。というのは、リズムや心地よい響きは、魂の内なるものの中に最も浸透するからである（III 401d）。だから、音の種類や楽器についてのソークラテースの詳述は、グラウコーンとの対話の中で展開されるわけである。最後に、アディマントスは、彼の態度に「神のごときもの（ヘテイロン）が現われている」（II 368a）かぎり、すでに神的・理性的な魂の部分に参与している。もっとも、この部分はとりわけソークラテースが表現している。もちろん、この種のアレゴリーの読み方は、トゥラシユマコスを超下位の魂の部分と同一視する点で、ポリスの最初の段階ではまだあらゆる過度と野性が欠けている、という異論にぶつかる。トゥラシユマコスが表現しているのは、欲望そのものではなく、すでにポリスの第二段階における必要の限度を越えた贅沢な欲望、ヘブレオネク

シアーンだからである。

対話は、始めは半分公開のかたちで、若干の単なる聴衆も含めて少なくとも十人ほどのかなり大きな輪の中で行われる。対話が進むうちに、その時々対話の相手は、ケファロスのように全く退場するか、あるいはポレマルコスやトゥラシユマコスのように少なくとも対話の相手としては退場してしまう。大衆が哲学的であることはあり得ない（VI 495e f）、というテーゼに忠実に、ソークラテースは、ことが哲学的に真剣なものとなるや否や、「鈍感でも懐疑的でもなく、悪意があるわけでもない」（V 450d）理論的にも実践的にも受け入れの用意のある人たちとだけ語り合うことになる。彼ら哲学的な友人だけが知的関心を持ち、若年の頃から真実を希求する、という条件を充たす（VI 485d）。さらに、彼らはソークラテースに「聴き従う人々」として、すでに彼の基本的意図を多かれ少なかれ確信している。

注目すべきことに、ポレマルコス（V 449b）だけでなく、ソークラテースの攻撃的敵対者トゥラシユマコス（vgl. VI 498d；彼はまたII 357a, 358b, 358c, 367a；VI 498c, 544a-b, 590dにおいてもまた言及される。彼がもう一度対話に加わ

るのは V 450a-b においてのみである。) もまた、後に再び登場する。従って、真実の洞察を行う能力を持ち、それに値する人たちの輪は、狭く密閉されてはいない。伝統について反省することを自ら遮っている人は、ケファロスやポレマルコスのように、自ずから締め出される。それを反省しようとする人は、トゥラシユマコスのように、さしあたり猛烈に敵愾心を燃やしても、あくまでも洞察に対して開かれているわけである。

受け入れの用意のある人たちとの対話の中には、テュービゲン学派でいわれる意味で「秘教的」エレメントを明らかに捉え得るであろう。というのは、第一に、形而上学的根拠付けは、太陽、線分、洞窟の比喩の形式でしか提示されていないし、第二に、太陽が単なる「子孫」(エクゴノス)として〈善そのもの〉の代わりとなるからである (VI 506a)。明らかに、我々是对話的ロゴスの代わりに、比喩の中に封じ込められたモノローグ的メッセージに関わることになる。プラトンは、ヘイミオーテラ〈「バイドロス」篇、278d〉、すなわち「より価値に満ちた洞察」をもって、自分の論議に加勢する代わりに、従って「最大の洞察」(ヘメギストン・マ

テーマ) : VI 505a) を顕在的に展開する代わりに、自分の叙述から善のアイデアを「省いてしまい」、テュービゲン学派が言うように、その善のアイデアをアカデメイアにおける口頭の授業のために留保している (vgl. Kraemer 1959, Gaiser 1963, Szlezak 1985, Reale 1987)。いずれにしても、このテーマと、如何なる意味でプラトンは「書かれざる教説」(ヘアグラーフ・ドグマータ) に対処したのか、という問題は、決着が付けられていない(これに対して批判的なのは、例えば Heitsch 1987 や Ferber 1991 である)。

プラトンはエンテリク(秘教)の増大を演出している。このことは、政治哲学にとって次のことを意味している。求められているのは、政治的活動ではなく、その原理論的根拠付けである、ということ。恐らくプラトンは、現実の政治のことさえ全く考えなかったであろう。けだし、大衆に対して閉じられ、誓約し合った仲間内だけにしか知られていない思想が、どうして政治的力を持ちえようか？

## 四 『国家』篇は如何なる意味で政治

(ポリス) 的なのか？

『国家』篇には、例えば、「プロパガンダのための虚言」(II 389b)、「魂が邪悪で癒し難い人たち」を医者が助けることを拒むこと (II 409e f.)、問引きの許可 (V 459d)、十歳以上の全員の追放 (WI540e9)、さらには妻子と財の共有、その他にリベラリティが広い範囲で欠けていること、恐らくそれどころか全体主義への一定の傾向、といった不快な部分がある。こうした部分を緩和させるために、『国家』篇の政治的性格を全く否認しようとし、そこでのポリスについての叙述は人格的正義を理解するためにのみ役立つに過ぎない、と主張することもできよう。プラトーンが一つの政治哲学を提起したのは、ようやく後期の対話篇、『政治家』篇と『法律』篇といった「現実に政治的な」テキストにおいてであり、それらには上で枚挙した不快なエレメントは全く欠けているとされる。

実際、『国家』篇は、多くの解釈者たちが信じているようには一義的に国家理論的な著作であるわけではない。その構

成からすれば、国家についての詳述は（もちろん非常に長大な）付論を成しているに過ぎない。さらに言えば、なるほど、守護者の教育は、妻子や財の共有と同じく、個々の点に至るまで記述されているが、しかし、その目的である哲学者支配の細部は明らかでない。制度、官職、法律は、プラトーンにとっては、ほとんど問題にならないように見える (vgl. I V 425a und 427a)。経済や商業に関する規則について、刑法や外交について、『国家』篇には、ほとんど言及が見られない。

多くの解釈者たちは、このような観察に基づいて、専ら人格的もしくは個人倫理的な読解を企てている。これによれば、国家理論的詳述は、三つの比喻でさえ、人格的正義の解明にのみ役立つに過ぎない (z. B. Waterfield 1993)。これと正反対の立場、すなわち専ら政治的なないし国家理論的な読解からすれば、人格的正義に関する詳述は、固有の重要性を持たず、ただ国家理論に役立つに過ぎない。ここでは、洞窟の比喻は政治的寓話に過ぎず、洞窟における生活は、政治の墮落した世界を象徴しているわけである。

人格だけを問題にしている、と読解するならば、さしあた

り、対話篇のタイトルが理解できないままになってしまふ。プラトーンは、『国家』篇のケースでは通常とは異なり、対話の相手の名前ではなく、主題をタイトルにしている。とすれば、彼はこのタイトル、すなわち〈国制〉を特別に重視しているわけである。だから、彼にとって国家が第一義的に問題にならないのだとするならば、こうしたタイトルの付け方は理解できないままとなり、さらにドラマトゥルギーはその意味を失うことになる。たしかに、プラトーンは人格的正義から始めて、これに戻ってくるのであるが、しかし、その間に一つの長大な〈付論〉を置いている。人格だけを問題にしている、と読解するならば、国家に関わる詳述も、何故プラトーンは「三つの大波」をもって政治的エレメントを導入するのか、も理解できないであろう。これらのエレメントは、その独特の表現で憤激を呼び起すのであるが、にもかかわらず、正しい共同体のためには放棄するわけにはいかない。これらは人格的正義の説明のためには何ら寄与しない。第三の憤激の対象である哲学者支配は、たしかに、人格的レヴェルへと容易に移すことができるが、しかし、アイデアに適うポリスを実現可能なものとして証明するという目的で正面切つて

「プラトーン『国家』篇の諸問題」

導入されている (V 473c ff.)。

だが、この実現可能性を、あまり現実的・綱領的に理解してはならない。プラトーンは一つのヘパラダイクマ(範型)〈アイデアに適うモデルを正面切つて提示しているが (V 472e)、これはこの形式においては「天上に」存するに過ぎず (IX 592b)、これに次第に接近することは決してできない。といふのは、哲学者たちは支配するかしないか、このいずれかだからである。なるほど、哲学者たちがいつか実際に国家において支配するようになることは不可能ではないが、しかし、やはり困難であり (VI 499d)、神の賜物 (テウー・モイラ・VI 493a; 『第七書簡』 326b 参照)、神の啓示 (テイア・エピプノイア… 499c)、あるいは神的偶然 (テイア・テュケー… IX 592a) 次第である。

人格だけを問題にしている、との読解は、論議の展開の歴史からも反駁される。『政治家』篇も『法律』篇も、アイデアに適うポリスは哲学の支配においてのみ可能である、という『国家』篇の基本思想を修正してはいないからである。さらには、受容の歴史からも疑義が浮上する。もしもプラトーンが『国家』篇によって専ら人格的な解釈を意図し、彼の国家

哲学を後期の対話篇に委ねていたのだとすれば、プラトーンのアカデーメイアにおいて二十年間研究に従事した一人の哲学者アリストテレースは、彼の対応する批判において、そのことを顧慮し、『国家』篇よりも後期の対話篇に取り組んだであろう、と彼に期待することが許されよう。実際には、アリストテレースは、当該の個所で、つまり『政治学』第二巻の前半で、『法律』篇よりも『国家』篇に関心を示している。とりわけ次のことが問われる。すなわち、(イデアに適用)ポリスの類比や叙述は、それだけ独立したものとして読むことができないとすれば、如何にしてポリスの正義、つまり政治的正義は、個人の正義、つまり人格的正義と類比され、それよりも何よりも、さらによりよく認識し得ることになるのか、と(II 368c ff)。

それぞれ異なる観点が顧慮されるならば、『国家』篇において問題にされていることは、正しい国家だけでも、正しい魂だけとも思われない。むしろ主導的テーマにとっては、個々の人格と共同体という、二つの同じ資格の正義の「応用領域」が存在する。従って、推奨されるのは三重の読解である。①個人主義的読解が訴えるところによると、『国家』篇

は人格的正義から始め、最後にこれに戻り、国家理論的「付論」においてさえ人格的關係そのものを主題化している。②国家理論的読解は、「付論」固有の権利や重要性を承認する。③類比志向的読解は、小文字と大文字というイメージで述べられる共通性に注意を凝らす。共通性が示されるのは、正義は個人というミクロ・レヴェルでも国家というマクロ・レヴェルでも、内的調和として、一体性と融和として叙述されているという点、さらには魂にとっても国制にとっても、一つの善き形式と四つの悪しき形式が存在するという点、そしてプラトーンは、例えば詩人批判(X 607D)において、いつも繰り返し国家と個人の両方を視野に入れているという点である。類比という意味では、個々の人間において、一つの内なるポリス(IX 592a; X 608b)と一つの内なる悪しき統治(IX 579c)について語ることができる。

## 五 さらになる問い

『国家』篇は、文献学的かつ、とりわけ哲学的な個別問題を数多く投げかけている。これらについては、個々のコメントールで示されるであろう。導入のために、それらの諸問題



の幾つかに注意を凝らしておきたい。

(一) ソフィステースのトゥラシユマコス、プラトーンよりも少なくとも一世代前の人物である。プラトーンの時代には彼はすでに亡くなっていただけでなく、ソフィステースたちの運動全体も退潮に向かっていたわけであるから、何故に『国家』篇は、もはや真剣な競争相手ではなくなっていた人たちと、かくも激しい、しかも必ずしも不偏不党とは言い難い論争を行っているのか、という疑念は抑え難い。

(二) 我々は、殺さず、盗まず、虚言を述べない人を、正しい人と呼ぶ。これに対してプラトーンは、専門化という一つの掟を提示して、この掟から、すなわち、このへ自分のことをする」という公式 *Idiopragiefornel* から、彼の正義の定義を導き出している (vgl. IV 433a)。これに従えば、魂であれ共同体であれ、その各部分は、他の諸部分の任務に介入することなく、自分固有の任務を果たさなければならぬ (vgl. VI 433a ff. und 435b)。この公式は、例えば、守護者たちによる様々な性格の芸術家的模倣とも矛盾する (vgl. III 395c, e; 魂の自己実践や正義の自己対立については: IX 586e f.)。このように正義を理解した場合、我々の通常の正

「プラトーン『国家』篇の諸問題」

義理解は自明のことになるのか、あるいはしかし、もう一つの「修正的」理解が導入されるのか、これが問われることになる。その成果のためには、つまりへ自分のことをする」という公式のためには、一つの修正的理解を想定することができよう。ところで、プラトーンは、「各人に各人のことを *Jedem das Seine*」という伝統的基本原則から始め (*Ke-phalos*: I 331c, *Simonides*: 331e)、この原則において、彼の見方からして事柄に即した意味の拡張「だけ」を提起しているに過ぎない。基本テーゼは、はっきり言明されてはいないが、次のようになる。正義についての通常理解 (各人に各人のことを…善に報い、悪を罰する…負担と利益を公平に配分する) を適切に概念把握し得るためには、部分的に修正を企て、正義を調和として、すなわち個人と国家における協調として理解しなければならない (議論のために、vgl. Sacks 1963, Demos 1964, Vlastos 1981a und 1995)。

(三) プラトーンが自分のエウダイモニスト (幸福論者) 的基本テーゼに従って示そうとしているのは、へ正しくあることへはそれだけで本来有益である、ということである。ここでは次のことが問われる。調和として理解された正義は、

まともな行為をもたらし、それどころかそれを保障するのか、それともこうした正義は、『国家』篇の見通しにおいて、つまり彼岸への眼差しにおいて示されている補完を必要としないのか。別様に問うならば、僭主に重い罰を下す死者の裁きについての物語 (vgl. schon Gorgias 527a ff., Phaidon 107d ff. und Phaidoros 246a ff.) は、決定的論議なのか、それとも正しい人よりも僭主に対してどれほど悪しきことが起こるのかを示す此岸への眼差しへの一つの重要な補完に過ぎないのか？

(四) 『国家』篇において洞窟の比喩と並んで最も目立つ理論的部分である哲学者支配 (V473c-e, aehnlich VI 487e ff., 499b-c; VII Brief 326a-b) は、アカデーメア結社の私利私害に奉仕するのではなく、一般的福祉に奉仕する。造船もしくは健康のために専門家たちが存在するように、ポリスという最も重要なこと、ポリスの共同福祉のためにも専門家たちが存在しなくてはならないし、この専門家たちは哲学者である、という見解を、プラトンはソークラテースから受け入れている (vgl. Apol. 22d ff., Prot. 319b ff.)。彼らは、全体についての知識を持つが故に、全体の福祉、共同福祉につ

いてもまた能力がある、とされている。この見解の中には、二つの許容し難い混同が見て取れるであろう。第一に、ソークラテースないしプラトンは、全体についての純粹に哲学的な知識、単に原理的な知識、結局、弁証法を通じて媒介される善のアイデアの洞察を、社会的なるものの領域における全体についてのかかなり実体的な知識、正しい生活の基本的諸条件の洞察と、取り違えているように見える。第二に、彼は、諸条件に関する知識を、判断能力、経験、胆力、もちろんまた権力についてのセンスが問題となる歴史的状況において知識を具体化し適用する能力と、混同しているように見える。

こうした批判は首肯し得るが、『国家』篇が支配者たちに要求している多様な能力を見逃している。『国家』篇は、勇氣、慧眼、記憶力、知識欲、実直性を備える守護者たちが満たすことになる前提条件から始める (II 375a ff.)。その上、支配者たちには、戦争において最もすぐれた者として実績を示しておくことが要求される (543a)。その他にも、彼らには、予備訓練の枠の中で、「音楽と体育」の教育が施される (III 410a ff.)。そして第四巻が彼らに要求しているのは、適切な判断力 (エウブリーア)、すなわち、支配者の能力に

についての通常理解に近い、共同福祉に関する事柄に即した理解力 (IV 428b) である。さらに要求されるのは、経験 (エム・ペイリアー：III 484d, auch IX 582a-e) である。純粹に哲学的な知識、つまり善のアイデアの洞察は、こうした実際的な能力や知識の形成を前提にして、はじめてこれに付加されるのであって、これらに取って代わるわけではない。しかもこの洞察がものをいうのは、そこで善の認識がその承認と結び付けられるからに他ならない。(vgl. X 618c-d ここでは、いつも最善の生活形式を選び抜くことを弁え、これが徳に何を寄与するのか、を問う知識が問題になっている。)

プラトーンにおいては、哲人支配者は道徳的諸個人として叙述されている。これらの道徳的諸個人には、妻子や財の共有故に、通常の特権利害、家族への配慮、富の獲得欲が存在せず、彼らは善のアイデアを理論的・実践的に洞察するから、専ら一般的福祉のみを追求する。これに対しては、講壇哲学者の通常教育はこうした成果をもたらさない、という異論が直ちに唱えられる。こうした教育は、そもそも特殊の利害を締め出す制度的枠組みに従って行われるわけではないし、分析能力の訓練ないし哲学史的教養そのものは、よき分別

(適切な判断力) を得るための助けとなるわけでもない。それに、弁証法に媒介された善のアイデアに関心を持つのは、講壇哲学者のごく一部でしかない。いずれにしても、プラトーンが視野に入れているのは、今日の講壇哲学者ではない。プラトーンは彼の理解する哲学者のモデルとして、まぎれもなく哲学を容赦のない正義要求と結び付けている一人格を、すなわちソークラテースを、我々に提示している。恐らく、これこそ哲学者支配を発想したプラトーンの意図したところである。プラトーン哲学の眼目は、ソークラテースの道徳的完全性である。プラトーンによって考えられている哲学者たちは、権力欲からではなく (I 347b ff.; VI 499b-c; VII 521b; VII 539e)、共同福祉への責任から統治する。結局のところ、哲学者支配は端的に必要であるわけではなく、人が当該の洞察を自らは持たないところ (IX 590d9) でのみ必要となる。別の言葉でいえば、一度万人がプラトーンの意味で哲学者になってしまえば、人間の人間に対する支配はもはや必要でなくなるわけである。

様々な能力、とりわけよき分別と善のアイデアの洞察とは、如何なる関係にあるのか。この問題に、プラトーンは深入り

していない。善のアイデアが基本的諸徳に対して一つの上昇と基礎付けを呈示しているかぎり、同じことが哲人支配者たちの知識についても妥当するであろう。問題は互いに前提に合って構築された諸能力である。支配者は、第一によき分別を意のままにし、第二に善のアイデアを知っていなければならぬ。このことよってのみ支配者は、不正ではなく正義こそが幸福に通じていることを自覚し、従って、最善の生活形式を選び抜くことができる (vgl. X 618b-d) から、いまやようやく正義と不正の間を右往左往することなく、確実に正義に赴く。ところで、近代社会にも、何らかのこれに類することはあるであろう。近代社会は、政府や議会に、共同福祉を志向し事柄に即した理解力を期待するが、にもかかわらず、共同福祉を保障する覆し難い、人権という憲法原理を、それらに予め与えている。本質的違いは次の点にある。『国家』篇は、洞察と性格に賭ける。哲学者たちは、知的エリートであると同時に道徳的エリートである。近代は、制度的予防措置に賭ける。

(五) たしかに、三つの比喻は人格的かつ政治的諸関係を基礎付けているはずであるが、しかし、実践的観点よりも、

むしろ認識論的かつ存在論的観点においてイメージされてしまふ。こうした事情は、もう一つの問題を投げかけている。哲学者たちは、認識論の教師としてではなく、政治的支配者として設定されているから、比喻ははじめから実践的かつ政治的観点から物語られ、従って影像、対象、原像ではなく欲望と情念について、そしてこれらを一般的福祉のために変革するという課題について、語られるべきであったろう。

(六) 正しい国家の多くのエレメントは実現困難であるから、次のことが問われる。プラトーンはそもそも実現可能性を想定しているのか、それとも文字通りのユートピアを、つまりどこにもないものを描き出しているのではないか。たしかに、彼は時折実現可能性を主張してはいる。しかし、この主張はイロニーと見なし得るであろう。その他に、懐疑的表現も見られる (V 472b-473b; プラトーンの懐疑については、一見ばかげている婚姻の数に関する詳述も引き合いに出せるであろう: VIII 546a-547a)。しかし、このような国家の可能性への問いの導入 (V 471c) は、さらに共同体に必要な変革は、たしかに小さくないし容易でもないが、しかし可能であり (V 473c; vgl. VI 499c; VI 540d)、「少なくとも不可

能ではない」(VI 502b)と言われていることは、懐疑的表現と矛盾している。いずれにしても、彼は自分のテーマが許す範囲で現実肉薄しようとしている。彼は人間が労働を放棄できるとは考えていないし、紛争のない共同生活が続くとも考えていない。彼はまた、万人がこぞって実直であり、法律が存在する必要がなくなる、という可能性を提示している(IV 425d-e)。しかし、彼が理解を示すのは、誰もが実直であることでも、誰も実直でないことでもなく、恐らく若干の人たちが実直であるような、より現実的な状況だけである。最後に、イデアに適う国家においてさえ、彼は戦争を計算に入れている(VIII 543a-b)。

(七)最後の問いには、詳細な検討をした上でのみ答え得る。一で提示された『国家』篇の諸テーゼの基礎には、哲学的にはあまりに要求過剰で、さらに調和過剰の世界観がないであろうか？正義は当該者の利益にもなるという想定は、あまりに調和過剰でありかねないであろうし、善のイデアは、実践的政治的観点においても理論的観点においても、それどころか生産的ないし創造的(創作的)観点においても、最高の原理である、という想定は、あまりに要求過剰でありかね

「プラトーン『国家』篇の諸問題」

ないであろう。善のイデアは、実践的機能からすると、正義が有用であるべく、そして救済に寄与するべく配慮するとされ(VI 505a; vgl. VII 518e)、創造(創作)的機能について言えば、洞窟の比喻において太陽について言われているように、全ての時代と年月を生み出し、我々が目にするもの全ての原因であるとされ(VII 516b-c)、理論的機能について言えば、万物に秩序を与えるとされる(ebd.)。このような類の「多機能性」の基礎には、一つの特殊な洞察があるのであるろうか、それともむしろ、問題はより詳細な考察によって分化されなければならない「課題の混交」なのであるろうか？

#### Literatur

- v. Arnim, H. 1912: Sprachliche Forschungen zur Chronologie der platonischen Dialoge. in: Sitzungsberichte der Kaiserlichen Akademie der Wissenschaften in Wien 169. 1, 1-210
- Brandwood, L. 1990: The Chronology of Plato's Dialogues, Cambridge.
- Ebert, Th. 1974: Die Unwissenschaft des Philosophen oder Warum hat Platon die "ungeschriebene Lehre" nicht geschrieben?, Sankt Augustin.
- Heitsch, E. 1987: Platon über die rechte Art zu reden und zu schreiben, Mainz-Stuttgart.

Hermann, K.F. 1839 : *Geschichte und System der Platonischen Philosophie*, Heidelberg.

Kahn, Ch. 1993 : *Proleptic Composition in the Republic or Why Book I was never a Separate Dialogue*, in : *Classical Quarterly* 43, 131-142.

Schleiermacher, F. 1804/1996 : *Über die Philosophie Platons. Die Einleitungen zur Übersetzung des Platon*, Hamburg.

Waterfield, R. 1993 : *Introduction*, in ; *Plato, Republic*, translated with Introduction and Notes, Oxford, XI-LXII.